

措置命令

第 16 条 市長は、第 12 条の規定による指導又は勧告を受けた者が、正当な理由なく当該指導又は勧告に従わないときは、その者に対し、履行期限を定めて必要な措置を講じるよう命ずることができる。

（解説）

1. 本条は、第 12 条の規定による指導又は勧告を受けた者に対し、正当な理由なく当該指導又は勧告に従わないときは、指導又は勧告に従うよう命ずることができることを規定したものである。
2. 「正当な理由なく」とは、天災等の理由により、命令を履行することができない場合などをいう。
3. 命令の方法については、規則で定める書式により、対象者に書面を交付して行う。
また、命令は、磐田市行政手続条例第 2 条第 5 号の不利益処分に該当し、磐田市行政手続条例の適用がある。
4. 命令を受けた者は、その命令について不服がある場合は、その命令があったことを知った日の翌日から起算して 60 日以内に、市長に対して異議の申し立てをすることができる。